

重要事項説明書

本説明書は、保育所まゐむ川口東口園（以下「当園」という。）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を示すものです。

2025年 4月 1日現在

1 設置者

設置者の名称	株式会社 WITH
代表者氏名	代表取締役 新井 実
所在地	川口市飯塚1-2-16
電話番号	048-257-5660

2 目的及び運営方針

目 的	保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とします。
運営方針	- 当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。 - 保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。 - 利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めていくものとする。 - 児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。

3 当園の概要

名称	保育所まゐむ川口東口園					
所在地	川口市幸町3-8-46-2F					
電話番号	048-254-5116					
認可年月日	平成27年4月1日					
管理者（園長）氏名	小松 智子					
利用定員	49名					
内 訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		8名	8名	11名	11名	11名
自己評価の概要	当園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施					
職員の研修実施状況	- 当園が指定するグループ内OJTに参加 - 川口市が実施する保育所職員研修に参加					

嘱託医	仁愛医院 竹中 健智	
電話番号	048-851-5501	
嘱託歯科医	亀田 行雄	
病院名	医療法人亀田歯科医院	
電話番号	048-258-8555	

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管理者（園長）	1名	保育園の運営管理全般、職員の指揮監督
保育士	7名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
調理	2名	給食調理、食育
※その他必要に応じ増配置する。		

5 開園日、開園時間及び休園日

開 園 日		月曜日から土曜日まで	
開園時間		月～金　7時00分から20時00分まで 土　　　7時00分から18時00分まで	
保育標準時間		7時00分から18時00分まで	
延長保育時間	夕	18時00分から20時00分まで(土曜日は無)	
保育短時間		8時30分から16時30分まで	
延長保育時間	朝	7時00分から8時30分まで	
	夕	月～金　16時30分から20時00分まで 土　　　16時30分から18時00分まで	

6 保育士配置基準

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	5:1	6:1	15:1	25:1	25:1

7 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とします。
1 日曜日
2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
3 年末年始

8 施設の概要

敷地面積	3 2 3 7. 7 1 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 13 階建て 2 階部分
建築年次	昭和 6 2 年
建物面積	1 5 6. 0 2 m ²
保育室数及び面積	3 室 1 1 5. 1 5 m ²
屋外遊戯場	代替地 コミュニティプラザ 5 4 2 6 m ²
設備概要	調理室、事務室（医務室兼用）、トイレ等
加入保険	施設賠償責任保険

9 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとします。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。

10 食事

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

- 1 当園の施設内において調理するものとする。
- 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

11 健康診断等

当園は、利用乳幼児に対し、1 年 2 回の定期健康診断を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとします。

1 2 利用者負担額

保育料	川口市が利用者ごとに定める額を川口市に支払うものとする
延長保育料	※理由にかかわらず、延長料金は発生するものとする。 1.月極延長料金 1 時間延長 3,000 円 2 時間延長 5,000 円 ※1 ヶ月単位最長 1 年まで申込可能。 (年度をまたいでの申込みは不可) 2.スポット利用料金(標準保育) 1 時間 300 円(1 回) 2 時間 450 円(1 回) ※1 ヶ月 5 回まで利用可能。6 回目以降は月極料金に変更。 3.スポット利用料金 (短時間保育) 7 : 00 ~ 8 : 30 200 円 16 : 30 ~ 18 : 00 200 円 18 : 00 以降は標準保育に準ずる 4.徴収方法 利用翌月に保育園で現金徴収
主食費(3 歳児以上) 副食費(3 歳児以上)	1, 0 0 0 円 / 毎月当園に支払うものとする ※月途中の退園は日割り計算とする。 4, 5 0 0 円 / 毎月当園に支払うものとする ※月途中の退園は日割り計算とする。
その他	開所時間以外はお預かりできません。 ※ただし、電車の遅延などやむを得ない状況の場合も含め、理由にかかわらず月～金 20 : 00 土曜 18 : 00 以降 毎回 30 分につき 2,500 円当園に支払うものとする。 遠足等、行事の際に実費分を支払うものとする。

1 3 緊急時等の対応

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど別に定める「園外保育マニュアル」「感染症マニュアル」「危機管理マニュアル」に従って行動し、必要な措置を講じます。

1 4 非常災害時の対応

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「危機管理マニュアル」に従って行動し、利用乳幼児の安全の確保を図ります。

15 個人情報使用目的・保護

- 1 個人情報は利用乳幼児及びその家族の利益につながることを前提に、園運営上 必要な範囲内に限定し、適切に使用します。

- (1) 登園入園に関する書類

利用乳幼児及びその家族が園生活にスムーズに移行するため及び緊急時に対応するため。(児童票・送迎者登録カード兼緊急時持ち出しカード・家庭状況 調査表・アレルギー指示書等)

- 2 日常の保育・教育に関して必要なもの。

- (1) 園生活が円滑に行われるため

園内の必要な箇所に、お子様の氏名を表示すること

(例:靴箱、ロッカー、布団番号表、タオル掛け等)

- (2) 誕生日をお祝いするために、園内に掲示する「誕生表」に、お子様の氏名を掲載すること

- 3 当園の職員(職員であった者も含む)は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の個人情報を漏らしてはならないものとします。

- 4 以下の場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令等の規定による提供

- (2) 自治体等への助成金手続きの利用、自治体等が行う監査などによる提供

- (3) 利用乳幼児が他の特定教育・保育施設等に転園する場合の当外施設への提供

- (4) 利用乳幼児が就学する場合の当該施設への提供

- (5) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供

16 保育内容に関する相談・苦情

保育所まあむ川口東口園 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	園内に掲示
相談・苦情受付担当者	園内に掲示
第三者委員	園内に掲示
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談苦情を受け付けます。

17 その他利用にあたっての留意事項

当園の利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- 1 当園では利用乳幼児が入園時、新しい集団生活に慣れるまでの間、利用乳幼児の状態に応じた保育時間の設定を保護者の就労状態なども考慮し保育時間の設定をしていくものとする。
- 2 病気について
 - 1) 利用乳幼児は入園前に医師による健康診断を行い、持病など、保育をしていく上で注意しなければならないことがある場合、必ず園に知らせなければならない。
 - 2) 利用乳幼児が感染性の病気が治癒し登園する際は、保育園生活に支障がないか、他の利用乳幼児に感染する恐れがないかについて、医師と相談し指示を受け、担当保育士に伝えるものとする。
 - 3) 利用乳幼児が登園時、体調が悪い場合は登園を見合わせていただくものとする。
 - 4) 利用乳幼児が登園後、発熱、激しい嘔吐、下痢等体調が悪い場合は保護者に連絡をし、お迎えの要請をするとともに、医師の診断を受けるよう依頼するものとする。
 - 5) 当園は、学校保健安全法第19条に基づき利用乳幼児の登園を停止するものとする。
- 3 薬について
 - 1) 当園では、医師の指示に基づいた薬以外は対応しないものとする。
 - 2) 当園指定の連絡票を記入し、保護者が直接保育士に手渡しするものとする。また、記入漏れ等がある場合、投薬できない。
 - 3) 保護者は、使用する薬は1回分ずつに分け、袋、容器に利用乳幼児の氏名を記載し、当日分のみ持参する。
- 4 服装について
 - 1) 当園は、スカート、ワンピース、フード付きの服、サンダルなどの怪我の恐れがある服や履物は、利用乳幼児の安全を考慮し原則禁止とする。
 - 2) 当園は、ヘアピン、カチューシャ等落下の恐れのあるものの使用は、利用乳幼児同士のトラブルや怪我、誤飲の恐れがあるため原則禁止とする。

5 登降園について

- 1) 送迎時には、保育園生活で必要の無い物（おもちゃ、お菓子等）を持たせず、必ず大人が付き添い直接、利用乳幼児を保育士に受け渡すものとする。
- 2) 車での送迎は原則禁止とし、自転車やベビーカーは指定の場所に停め、近隣に迷惑にならないようにする。
- 3) 出入口は開錠した保護者が責任を持ち施錠の確認をするものとする。
- 4) 利用乳幼児は、原則朝9時までに登園するものとし、遅れる際または、欠席をする場合は、朝9時00分までに当園に連絡をするものとする。
- 5) 降園の際、送迎者登録カードに登録がない方には原則お渡ししないものとする。
但し、緊急時に登録の無い方が迎えに来る際は保護者に確認の上身分証明書の提示を求めお渡しする。

6 その他

- 1) 保護者は、住所、電話番号、勤務先、勤務時間等、入園時に提出した書類に変更があった場合、速やかに変更事由を当園（担当職員）に伝え、関係書類の訂正をするものとする。
- 2) 持ち物には全て名前をつけ、着替え、おむつ等の補充は保護者が行うものとする。

1 8 土曜日共同保育に関する事項)

当園は、利用乳幼児に対する土曜日共同保育の提供に関して、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 共同保育を行う実施園 | ういず川口東口保育園 |
| 受け入れ及び引き渡し場所 | 〒332-0017 川口市栄町 3-11-17
TEL:048-446-7384 |
| (2) 緊急連絡先 | ういず川口東口保育園 TEL:048-446-7384 |
| (3) 土曜日共同保育の開所時間 | 7:00~18:00 |
| (4) 給食内容 | 所属園と同一献立 |
| (5) 延長保育を利用した場合の
支払先、方法 | 所属園にて対応 |
| (6) 児童情報の引継ぎに関する事 | 所属園の職員が最低1名勤務し児童の情報共有及び引継ぎを行う |

